

分野3 療育・教育—発達支援の充実

<現状と課題>

支援を必要とする子どもや子育てに不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期療育に多様化するニーズを踏まえ、関係機関の連携の下、個々の子どもの状態やライフステージに応じた一貫した支援に取り組む必要があると考えられます。

更に重度・重複障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいても、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに構築に努める必要があります。

また、住み慣れた地域のや学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを進める必要があると考えられます。

障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的なフォロー(ペアレントメント)(※)を行うなど、療育面での相談支援体制を充実させることが必要との意見が寄せられております。

※ ペアレントメント
 ⇒ 22ページ参照

<2016年度 障がい児者実態等調査から>

今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- 障がいに応じた教育内容の充実 (障がい児調査 42.3%)
- 義務教育終了後の進路(就職先)の確保 (障がい児調査 41.8%)

- 通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 30.5%）

◆基本方針

基本方針1 福祉、教育、雇用、医療、母子保健、療育、保育、教育、
福祉、医療、就労等の関係機関の連携の上と下、乳幼児期
から学校卒業後成人期までの一貫した支援体制の充実を
図ります。

基本方針2 障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、
住み慣れた地域で、個々のニーズに応じた適切な支援が
受けられる環境づくりを推進します。

◆基本施策

基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

基本施策2 早期療育の充実

基本施策3 学校教育の充実

基本施策4 卒業後の支援

◆基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、関係機関が相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、多様化する障がいのある子どもや保護者へのニーズにどのように対応していくか、札幌市における障がい児支援体制の在り方について検討

します。

＜重点取組＞

◆ 障がい児地域支援マネジメント事業（新規）

児童発達センターに障がい児支援マネージャーを配置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への支援・助言、関係機関の支援調整を行なうことで、児童発達支援センターの機能強化、充実を図ります。

◆ 医療的ケア児の支援のあり方について検討（新規）

平成29年度中に設置する医療、保健、保育、福祉関係者による協議の場において、医療的ケア児の支援のあり方について、検討します。

◆ 幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆ ~~一人一人が学び育つための教育的支援の充実（再掲）~~

⇒ 44ページ参照

◆ 児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における

じどうふくしおうだん しえんたいせい きょうか
児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

へいせい ねん がつ さくてい たいに じさっぽろしじどうそうだんたいせい
また、平成29年4月に策定した「第二次札幌市児童相談体制
きょうか ぶらん もと じどうそうだんじょ かくきかん やくわりぶんたん じょうほう
強化プラン」に基づき、児童相談所と各機関の役割分担や情報
きょうゆう かた せいり
共有のあり方を整理します。

◆子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに
かかさまざまなやう けんり しんがい
関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、
こうてきだいさんしゃ たちば かんけいきかん じじつかくにん ちょうさ かんけいしゃかん
公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間
ちょうせいとう おこな
の調整等を行います。

◆~~発達障害者支援体制整備事業（再掲）~~

⇒ ~~22ページ参照~~

基本施策2 早期療育の充実

- 子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない
子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。
- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など他の福祉子
ども関連施策との連携により、障がい児支援の体制の整備を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の
確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、
児童発達支援事業所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、

さまざまに一すたいおうはか
様々なニーズへの対応を図ります。

＜重点取組＞

◆療育指導支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期

りょういくじぎょう
療育事業）

にゅうようじけんこうしんさとう つう はったつ しんぱい こ たいしょう
乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象

に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の

ふくざつ ふあん き も う と しよう き ほ ご し ゃ
複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるよう

はたら こ こ こ あ しんろ とも かんが ひつよう じょうほう
に働きかけ、個々の子どもに合った進路と共に考え必要な情報

ていきょう
を提供します。

せんてんせいしょう にゅうようじ ほ ご し ゃ ふ あ ん
また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な

き も う と こ しんしん はったつ うなが い く じ
気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児

ぜんばん ひつよう じょうほう ていきょう おこな
全般に必要な情報の提供を行います。

◆障害児通所支援サービスの円滑な提供及び質の確保

じどう ふくしまう もと みちか ちいき つうしょ しえん
児童福祉法に基づき、身近な地域における通所を支援する

じどうはったつしえん ほうかごとう いばしょ そくしん ほうかごとう
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりを促進する「放課後等

でいさーびす ほいくしょとう あんてい りょう そくしん
デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための

ほいくしょとうほうもんしえん えんかつ ていきょう
「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

くに さくてい ほうかごとうでいさーびすがいどらいん
また、国が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」や

じどうはったつしえん がいどらいん かつよう そくしん かくじぎょうしょ
「児童発達支援ガイドライン」の活用を促進するなど、各事業所

しつ かくほおよ こうじょう つと
の質の確保及び向上に努めます。

◆児童発達支援センターの機能充実（一部新規）

児童福祉法に基づき、~~肢体不自由児や知的障がい児に対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。~~

また、地域における中核的支援施設として、児童発達支援事業所等との連携による相談・支援機能の充実療育機能の質の向上を図ります。

また、公立の児童発達支援センターについては、更なる機能の充実を目指し、その将来的な在り方に関して、利用者や、外部有識者を交え、検討します。

◆私立幼稚園特別支援教育事業

私立幼稚園で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教育相談、特別支援担当者向け研修会を実施するなどして教育の充実を図り、適切な保育環境を提供します。

◆障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導

保育が必要な心身に障がいのある児童を、障がいのない児童とともに集団保育をすることにより、成長発達を促進するとともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ
障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配できるようにするなどし、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。
また、民間児童育成会についても、保護者が就労等している障がいのある児童等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。

◆(仮称)子ども発達支援総合センターの開設等の運営
~~子どもの心身の状況に応じ、医療・福祉の両面から適切な支援を提供することを目的に、(仮称)子ども心身医療センターを中心として、4つの児童福祉施設を集約した(仮称)子ども発達支援総合センターを開設します。~~
~~また、このセンターは、札幌市全体の児童療育に関する中核施設として、各地域の児童療育を行う事業所等と連携を促進しながら、札幌市全体の児童療育機能の向上を目指します。~~

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、
教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援
体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図
ります。
- 障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶこ
とを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏
まえつつ、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を
提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めています。

＜重点取組＞

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」（※1）や、「学びのサポーター」（※2）の活用により一人一人の障がいの状態や教育ニーズに応じた教育的支援の充実を図ります。

※1 サポートファイルさっぽろ
⇒ 22ページ参照

※2 学びのサポーター

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教員の補助として、学校生活及び学習を行ううえで必要な支援を行う有償ボランティア。

◆地域で学び育つための教育環境の整備（一部新規）

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、特別支援学級や通級指導教室の整備を推進します。

また、市立高校における通級指導の導入について検討します。

◆市立高等支援学校における教育の充実
市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育内容の見直し等について検討を進めます。

◆市南部への高等支援学校の整備【新規】
市内及び近郊の高等支援学校が市北部に偏在していることに伴い、市南部に在住している生徒の遠距離通学を改善するため、平成29年4月の開校に向けて、真駒内小学校跡地に高等支援学校を新築整備します。

基本施策4 卒業後の支援

- ハローワークなどの関係機関との連携のもと下、卒業後、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や学びの場の充実について検討をします。

じゅうてんとりくみ <重 点 取組>

◆市立高等支援学校における教育の充実(再掲)

⇒ 45ページ参照

しりつこうとうしえんがっこう きょういく じゅうじつ さいけい
市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育
ないよう みなおとう けんとう すす
内容の見直し等について検討を進めます。

へいせい ねん あらた かいせつ しりつさっぽろ もりこうとう
また、平成29年に新たに開設した市立札幌みなみの杜高等
しえんがっこう しりつさっぽろほうめいこうとうしえんがっこう そうご れんけい きょうどう
支援学校と市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、共同
がくしゅうとう しゅうろうしえんたいせい じゅうじつ はか つと
学習等による就労支援体制の充実を図るよう努めます。

◆就労相談支援体制の充実(障がい者就業・生活相談支援事業)(再掲)

⇒ 48ページ参照

◆相談支援事業の充実(再掲)

⇒ 19ページ参照

かんれんけいかく ぶんや きょういく はったつしえん **関連計画(分野5: 教育・発達支援)**

◆札幌市教育振興基本計画

◆札幌市子ども未来プラン

◆札幌市児童相談体制強化プラン